



PGTは継続的に保護下にある児童・少年の財産後見人になるだけでなく、法的な保護者がいない場合、または養子縁組の手続き中の児童・少年の財産後見人になります。

財産後見人としてPGTは、州の継続的な保護下にある子供のために、子と家族開発省〔Ministry of Children and Family Development〕並びに先住民の子供と家族のためのサービス委託局〔Delegated Aboriginal Child and Family Service Agencies〕と共同で後見人の役目を担います。

財産後見人として、適切な場合、PGTは保護下にある児童・少年が被った損傷が原因で発生した法的な損害賠償請求の手続きを進めます。

PGTは児童・少年が受ける権利のある、カナダ年金制度子育て給付金、登録障害貯蓄制度などの金銭的な利益を受け取るための手続きも行います。

## 公的後見人・ 受託者協会 (PGT) への お問い合わせ

児童・少年サービス部  
〔Child and Youth Services〕  
Public Guardian and Trustee  
700-808 West Hastings Street,  
Vancouver, BC V6C 3L3  
Tel: 604.775.3480  
email: cys@trustee.bc.ca

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trust (月曜から金曜の通常の業務時間8:30am-4:30pm) へつないでくれるよう依頼してください。

バンクーバー	604.660.2421
ビクトリア	250.387.6121
これ以外のBC州の地域	800.663.7867

[www.trustee.bc.ca](http://www.trustee.bc.ca)  
email: [webmail@trustee.bc.ca](mailto:webmail@trustee.bc.ca)



March 2013

13-3#10

Child and Youth Services [Japanese]

## 児童・少年 サービス



PUBLIC GUARDIAN  
AND TRUSTEE OF  
BRITISH COLUMBIA

ブリティッシュコロンビア州では未成年の子供の利益を保護する法的な責任は、親、保護者、複数の公的機関・団体などが共に担います。

BC州では子供は19歳になるまで未成年とみなされています。

公的後見人・受託者協会 (PGT) は様々な州の法律で付与された権限に基づいて児童・少年の法的および財政的な利益を守ります。

PGTの児童・少年サービス部 [Child and Youth Services Division] は必要な事柄に児童・少年の代理として、また直接児童・少年と協力して対処するだけでなく、児童・少年の親もしくは保護者と連携して処理します。

## PGTはどのようなサービスを提供しますか？

### 法的サービス

PGTは児童・少年に成り代わって法律上の請求事項に関する和解案を検討することにより、児童・少年の法的利益を守ります。例えば、そのような請求は医療ミスを始め、自動車事故、親または保護者の不法死亡などにより発生することがあります。

和解額が\$50,000未満の場合、PGTはその内容を検討し、和解案の受諾もしくは拒否を行うことができます。

和解額が\$50,000以上の場合、PGTは裁判所に提案書を提出し、裁判所が内容を検討し最終和解額を受諾するかどうかを決定します。

このように内容の検討を行うと、和解金が妥当なもので、児童または少年にとって最大の利益となるということを保証できます。



児童・少年名義の信託財産および遺産の利益を守るために、PGTは、児童・少年が受益者である場合、または遺産、信託財産の分け前を受け取る権利がある場合、故人の遺産管理の申請通知書の内容の検討も行います。

PGTが信託財産における児童・少年の利益が危険にさらされていると信じるだけの根拠がある場合、PGTは児童・少年の代理で信託財産をとりまく状況の調査をします。

場合によっては、PGTは訴訟後見人の役目を引き受け、児童もしくは少年の代理で当人の損害に対する補償を追求するために法的手段を取ります。

例えば、児童もしくは少年が親の運転する車に乗っているときに交通事故にあうなど、本人の利益が親もしくは後見人の利害と衝突することがあります。

このようなことが起こった場合、進んで児童・青年の利

益を守る、もしくは守ることができる成年者が他にいない場合、PGTがこの役を引き受ける場合があります。

### 信託サービス

児童・少年が受け取る特定の資金、例えば和解金を始め損害賠償金、保険契約に基づく保険金、遺産、もしくは裁判所命令などによる受取金は、PGTに開設されている児童・少年名義の信託口座あてに支払われます。

受領後ただちに、PGTは受領金を児童もしくは少年名義の利子の付く口座に入金します。

すべての投資や交付請求はPGTの後見・信託担当官 (Guardianship and Trust Officer—GTO) が検討し、判断します。

GTOは、特別な機会に入用な資金を信託口座から交付してもらうための請求に対する回答を始め様々な決定を行う場合、家族を始め関係者と協力して対処します。

PGTは公的後見人・受託者法の料金規則によって定められた手数料を請求することが義務付けられています。これらの手数料は個人の受託者に認められているものと同様のものです。

信託口座の資金は本人が19歳になったら、児童もしくは少年本人または本人の法的代理人に払い出されず、ただし裁判所命令または信託文書により、19歳になっても信託資金を引き続き口座に維持しておくことを要求している場合は除きます。

### 財産管理サービス

児童もしくは少年が親を失い、子供たちの利益を守る人が他にいない場合、または親が子どもの世話をする能力を失った場合、州が後見人の役目を引き受けず。